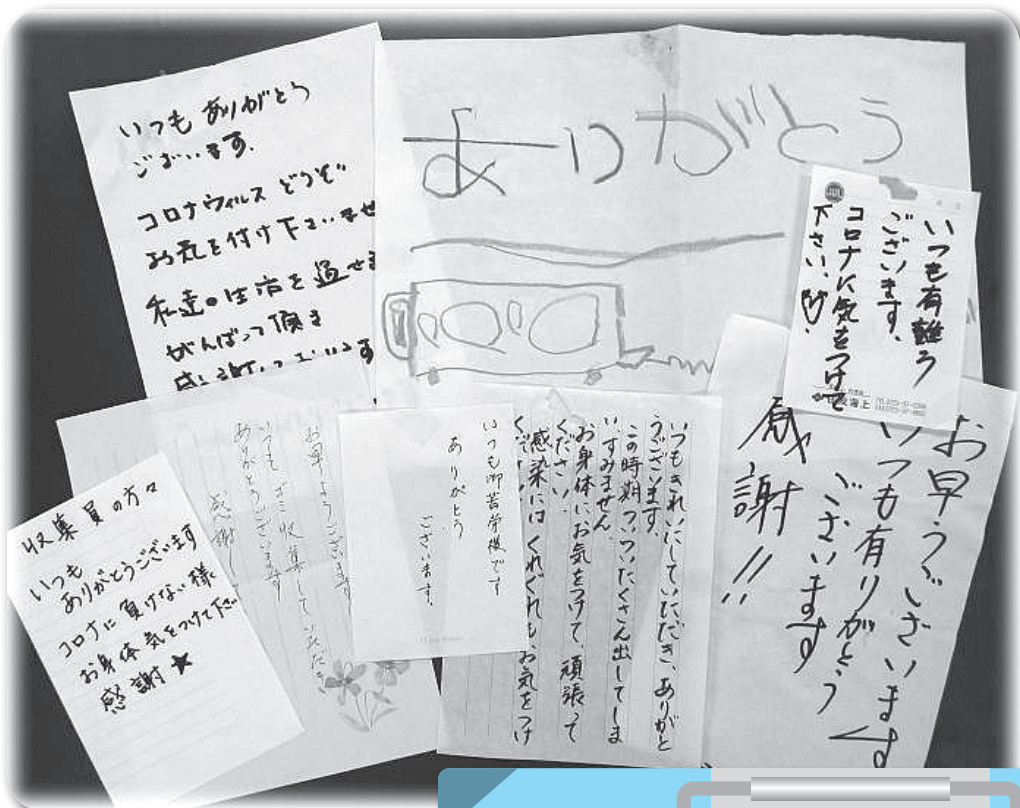




お知らせ版



ごみ収集作業者に対する感謝の手紙

## INDEX

|                            |       |
|----------------------------|-------|
| 新たな新型コロナウイルス感染症対策に関する市独自施策 | 1~3   |
| 特別定額給付金 他                  | 4     |
| 各種イベント中止のお知らせ              | 5     |
| 特別弔慰金 他                    | 6     |
| 個人住民税 他                    | 7~10  |
| ヘルシーライフ                    | 11~12 |
| くらしの案内                     | 13~14 |
| お知らせBOX                    | 15    |
| 情報アンテナ                     | 16    |

## 街かどズ〜ム



### ごみ収集作業に対する感謝の気持ちをいただきました

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、ごみの収集や処理は生活に欠かせないライフラインであるとともに、感染リスクを伴う作業です。日々、作業者は危険を感じながら作業にあたっていますが、市民の方々の温かい気持ちのこもったお言葉をいただいたことで励まされています。ありがとうございました(クリーンセンター職員一同)。

【クリーンセンター 企画整備課 ☎52-1600】



# 新たな新型コロナウイルス感染症対策 に関する市独自施策

新型コロナウイルス感染症拡大につきまして、本市の感染者数を低水準に留めることができているのは、市民および事業者のみなさまのご理解、ご協力によるものであると感謝申し上げます。しかしながら、今後、第2波が来ることも考えられますので、みなさまには、国が示す「新しい生活様式」の実践例により感染防止対策を行いながら、新しい日常を送っていただきたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症防止のための新たな市独自施策といたしまして、下記のとおり講じてまいります。引き続き、みなさまのご理解、ご協力をお願いいたします。

大和高田市長 堀内 大造

## 新たな市独自施策

### 事業者への家賃支援給付金

【対象者】 市内に事業所や店舗などがあり、家賃・地代を支払っている中小企業者および個人事業主でかつ新型コロナウイルスの影響により、収入が減少し国の「家賃支援給付金」の決定を受けている事業者または事業主

【国の要件】 次のいずれかの要件に該当する事業者または事業主

- ① 令和2年5月～12月までの間のいずれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少していること
- ② 令和2年5月～12月までの間のいずれか連続する3か月の売上が前年同月比で30%以上減少していること

【給付割合】 家賃・地代の3分の1

(国の1か月当たりの給付額(家賃・地代の3分の2)を差引いた残り3分の1部分を3か月分上乗せ)

【給付額】 算定給付額(家賃・地代の3分の1相当額)×3か月分

(中小企業および個人事業主に3か月分、総額最大20万円給付)

【事業費】 約6,000万円

【問合せ先】 大和高田市 市民部 産業振興課

☎ 0745-22-1101 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日除く)



## 在宅学習支援（GIGAスクール構想関連事業）

### ・タブレット端末の配備

【事業内容】国の「GIGAスクール構想」に対応するとともに、在宅学習の支援のため、市立小・中学校の児童、生徒に対し1人1台のタブレット端末（4,000台）を配備します。

【事業費】約2億円

【問合せ先】大和高田市 教育委員会事務局 教育総務課

☎ 0745-22-1101 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日除く）

### ・在宅学習支援体制の整備

【対象者】市内公立小学生・中学生で家庭にインターネット環境が整っていない児童・生徒

【事業内容】市内公立小学生・中学生の今後の在宅学習支援体制を整備し、モバイルルータやDVDプレイヤーの貸出しを行います。

（家庭学習用）

- ・モバイルルーター（対象児童・生徒200台）
- ・DVDプレイヤー（対象児童・生徒200台）

（小・中学校用）

- ・GIGAスクール用フィルタリングソフト
- ・DVDデュプリケーター

【事業費】約1,520万円

【問合せ先】大和高田市 教育委員会事務局 教育総務課

☎ 0745-22-1101 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日除く）

## 夏季通学環境整備

- ・小学校、中学校の臨時休業などに伴い、夏季休暇が短縮され、炎天下の中で通学する小学生および中学生などにネッククーラーを配布しました。

【対象者】市内の全小学生・中学生

【事業費】約470万円

【問合せ先】大和高田市 教育委員会事務局 教育総務課・学校教育課

☎ 0745-22-1101 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日除く）

## 市立幼保・小・中学校の感染症対策（給食再開に対する対応）

- ・学校給食を再開するにあたり、洗濯頻度を上げるため、配膳者が着用する白衣・三角巾を購入。また、配膳者全員に使い捨て手袋を使用させることで、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の強化を図ります。

【事業費】約400万円

【問合せ先】大和高田市 教育委員会事務局 教育総務課

☎ 0745-22-1101 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日除く）

## こころのケアハンドブックの配布

- ・新型コロナウイルス感染予防と家庭でもできるメンタルヘルス方法を記載した冊子を作成し、児童および生徒（幼保・小・中学校）に配布および関係機関などに配置することで、メンタルヘルスケアを学校だけでなく家庭でも行えるように周知を図ります。

【事業費】約70万円

【問合せ先】大和高田市 教育委員会事務局 青少年課

☎ 0745-23-1322 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日除く)

## 新生児を対象とする特別定額給付金

【対象者】子どもが令和2年4月28日～12月31日に生まれ、出生届により大和高田市に住民登録されており、原則、父または母が令和2年4月27日時点で大和高田市に住民登録があり、申請日まで引き続き住民登録のある方

【給付額】新生児1人につき10万円

【事業費】約3,000万円

【問合せ先】大和高田市 福祉部 児童福祉課

☎ 0745-22-1101 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日除く)

## 公共施設の感染症対策（公共施設利用者全般に対する対応）

- ・利用者に安心して公共施設を利用してもらうため、手指消毒や手洗い時の手指消毒器やハンドソープ用ディスペンサーなどを配置し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の強化を図ります。

【事業費】約3,040万円

## 防災活動支援

- ・警報発令時や災害発生時の避難所の開設にあたり、避難所での衛生環境を保つため、消毒薬などの資材を購入し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の強化を図ります。

【事業費】約270万円

## 高齢者の方へのマスク配布

- ・6月5日より、市内の高齢者(70歳以上)の方にマスクを1人につき10枚ずつ(約16,000人分(約160,000枚))発送しました。

【事業費】約1,330万円

【問合せ先】大和高田市 福祉部 社会福祉課

☎ 0745-22-1101 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日除く)

## タクシー事業者への飛沫感染防止シート配布

- ・5月26日、奈良県タクシー協会高田支部会に、飛沫感染を防止するための車内用ビニールシートを配布しました(市内全タクシー50台分)。

【問合せ先】大和高田市 市民部 自治振興課

☎ 0745-22-1101 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日除く)

※上記の施策を含む、これまでの「新型コロナウイルス対策に関する市独自施策」については、大和高田市ホームページに掲載しております。





## 特別定額給付金申請のお忘れはありませんか

国では、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、感染症拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、「特別定額給付金事業」が実施されることとなりました。本市では、5月18日に申請書を対象者の世帯主の人に送付し、同日より受付を開始しております。6月12日現在、申請件数(世帯数)は、28,819件で、給付金振込件数は28,550件と約94.4%の人が済んでいます。

給付を希望する人で、申請がまだ済んでいない人は申請期限までに申請をしてください。

### 制度の概要

- 給付の対象者は、令和2年4月27日時点で大和高田市の住民基本台帳に記録されているすべての人  
※ただし、単身世帯の人が申請前に亡くなられた場合は、給付を受けることができません。
- 申請者は、世帯主の人
- 給付額は世帯員1人につき10万円

### 給付金の申請・給付方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、給付金の申請は原則郵送での申請となっています。また、給付は原則、申請者(世帯主)の本人名義の銀行口座への振り込みにより行います。

**申請期限** 令和2年8月18日(火)消印有効

※申請書が届かない人は、特別定額給付金事業担当へ連絡をしてください。

※申請期限を過ぎての受付はいたしませんのでご注意ください。

(特別定額給付金事業担当 内線367・368)

## シニア向けスマートフォン活用講座第4期生追加募集

4月号でも募集しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、7月からの開催となりました。それに伴い、追加募集を行います。

▷**募集人数** 20名(定員になり次第締切)

▷**とき** 7月17日(金)から 全10回を予定

▷**参加要件**

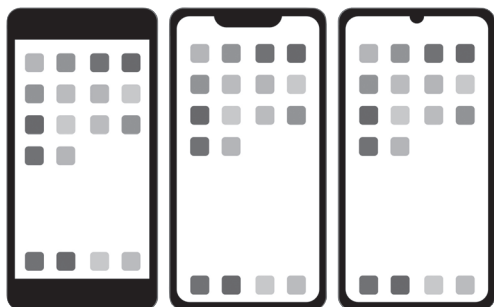
- 自分のスマホをお持ちいただき、他の参加者と自分のメールアドレスなどの連絡先を参加者同士で交換できる人。
- 開催日に可能な限り参加できる人。

※募集定員になり次第受付を終了します(7月6日(月)は休館)。

▷**参加費用** 無料

▷**応募方法** 市民交流センターなどにある申込書に必要事項を記入の上、7月14日(火)までに市民交流センター2階事務室(午前9時～午後6時まで受付)へ提出。電話(☎44-3210)、メール(cosmos-plaza@city.yamatotakada.nara.jp)、FAX (☎44-3212)も可。

(市民交流センター ☎44-3210)



## 「差別をなくす強調月間」 行事の中止について

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、例年7月の強調月間で行っている以下の行事について中止します。

### ◎差別をなくす市民集会

7月11日(土)に開催予定でしたが、不特定多数の参加が見込まれる集会のため中止します。

### ◎人権パネル展および「ミニミニ」原爆展

隣保館、青少年会館での人権パネル展(人権啓発ポスター・標語の展示)、市役所ロビーでの「ミニミニ」原爆展につきましては、不特定多数の見学により一箇所での密集が生じる可能性があり、本年度は中止とします。

なお、人権パネル展で展示予定であった小・中学生の応募優秀作品については、今月号の広報誌に同封の人権啓発冊子「扉」第27号に掲載されます。

〔人権施策課 内線288〕

## 「高田活活まつり」 中止のお知らせについて

毎年7月下旬に開催している「高田活活まつり」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催中止とさせていただきます。

開催を楽しみにされていた皆さまには大変残念なお知らせでございますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

〔産業振興課 内線248・265〕

## 市立看護専門学校 オープンキャンパス開催 中止のお知らせ

毎年8月上旬に開催しておりますオープンキャンパスですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を鑑み、誠に勝手ながら、開催を中止させていただくことになりました。

参加をご検討いただいていた学生の皆さまには、ご迷惑をおかけすることとなり、大変申し訳ございません。

学校案内などについては、本校ホームページをご覧ください。

なお、学校見学については随時受付しておりますので、事前に電話連絡の上、お越しく下さい。

教職員一同、お待ちしております。

〔市立看護専門学校 ☎53-2901 (内線5248)〕

## 「やまとたかだ産業フェア&元気 フェスタ」中止のお知らせ

11月13日(金)、14日(土)、15日(日)に開催を予定しておりました「やまとたかだ産業フェア&元気フェスタ」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催中止とさせていただきます。

開催を楽しみにされていた皆さまには大変残念なお知らせでございますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、「魅力産業創造フェア」、「お弁当グランプリ」については、大和高田商工会議所ホームページでご確認ください。

〔産業振興課 内線248・265〕

## 「未来は元気フェスティバル」、 「大和高田のグルメ・うまいもん市」 も中止します

「やまとたかだ産業フェア&元気フェスタ」内で11月14日(土)、15日(日)に開催を予定しておりました「未来は元気フェスティバル」および「大和高田のグルメ・うまいもん市」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止させていただきます。

今年も開催を楽しみにお待ちいただいていた皆さまおよびイベント協力関係者の皆さまには、大変残念なお知らせとなりますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

〔市民協働推進課 ☎44-3210〕

## 夏祭りにおける 露店出店等の中止のお知らせ

各地の夏祭りにあわせて例年行っておりました露店の出店および花火の打ち上げは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。

楽しみにされていた皆さまには残念なお知らせとなりますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

|          |                         |
|----------|-------------------------|
| 7月7日(火)  | 奥田 夏祭り                  |
| 7月8日(水)  | 龍王宮 夏祭り                 |
| 7月11日(土) | 大中チャンチャン<br>(春日神社夏祭り)   |
| 7月12日(日) | 野口チャンチャン<br>(野口稻荷神社夏祭り) |
| 7月14日(火) | 八幡神社夏祭り<br>杵築神社(蔵之宮夏祭り) |
| 7月21日(火) | 天神社夏祭り                  |

〔広報広聴課 内線244〕

# 戦没者等の遺族の皆さんへ「第11回特別弔慰金」を支給

戦後75周年にあたり、今日の我が国の平和と繁栄の礎<sup>いしずえ</sup>となった戦没者等の尊い犠牲に思いを致し、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族の人に特別弔慰金が支給されます。

▷支給額 戦没者1人に対し、額面25万円の記名国債で支給され、令和3年から令和7年までの5年間、毎年5万円ずつ償還されます。

▷支給条件 満州事变(昭和6年9月18日)以後の戦没者等の三親等内の遺族で生計関係があった人  
※ただし、令和2年4月1日現在、公務扶助料・遺族年金などを受ける人がいない場合。

▷支給対象者 遺族のうち、次の順序に従って、最も順位が先の人1人に支給されます。

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

2. 戦没者等の子

3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有しているなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1.～3.以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

▷必要書類 以前の裁定状況により戸籍など必要書類が異なります。必ず、事前に社会福祉課まで問い合わせてください。

▷請求期限 令和5年3月31日まで

▷受付場所 市役所1階 社会福祉課

※請求される方へのお願い

請求期限は令和5年3月31日までとなっております。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、お急ぎでない場合には、皆さんの健康と安全を守るため、状況が落ち着いてからの手続きを検討くださいますようお願いいたします。

※今後の状況により、窓口での混雑を緩和するために請求手続きを予約制に変更する場合があります。

(社会福祉課 内線534・535)

## 令和2年度「男女共同参画フォトコンテスト」作品募集

男女共同参画を身近なものとして関心をもっていただくため、フォトコンテストを実施します。

性別による役割分担意識にとらわれずに活動している様子や、年齢や性別に関係なく、人を人として大切にしていることを感じられる写真をお待ちしています。

▷募集期間 7月1日(水)～10月31日(出)【必着】

▷応募要項

- プロの写真家ではないこと
- 応募者本人が撮影したもので、未発表のものに限る(1人2点まで)
- 作品はカラープリント2L判、またはDVDで提出
- 合成、加工は不可
- 応募に関する費用は自己負担とし、応募書類や作品は返却不可
- 肖像権、プライバシーなどの問題がないもの
- 応募作品の著作権、使用権は大和高田市に帰属する

▷応募方法 作品と応募用紙を直接持参、または郵送で人権施策課へ提出してください。

※必要事項《住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、作品タイトル、作品に関するエピソード、ペンネーム(発表時に氏名以外を希望する場合)》を記入したものを同封してください。

※応募用紙は本市ホームページからダウンロードできます。

《宛先》〒635-8511 大和高田市大字大中100番地1

人権施策課 男女共同参画推進係 宛

入選作品は、男女共同参画情報誌『はーもにー34号』に掲載します。また、令和3年2月開催予定の『ハートアップフォーラム』で紹介し、記念品を贈呈します。

(人権施策課 男女共同参画推進係 内線287)





# 個人住民税

## 公的年金からの特別徴収制度

「個人住民税の公的年金からの特別徴収制度」とは、公的年金などの所得金額のみを対象に算出された個人住民税額(市民税・県民税)を、公的年金から「天引き」により徴収することをいいます。

公的年金から「天引き」された税金は、年金保険者(日本年金機構など)が、年金受給者に代わり、本市に直接納入します。地方税法(第321条の7の2)の規定により、公的年金などに係る所得から算出された個人住民税は、公的年金から「特別徴収の方法によって徴収するものとする」とされているので、納税義務者本人の希望により、徴収・納税方法を変更することはできません。

※徴収・納税方法が変わるだけで、税の負担は変わりません。

### 【令和2年度対象者】

令和2年4月1日現在、満65歳以上の公的年金受給者で、前年中の公的年金などの所得から個人住民税を計算して、納税義務が生じる次の人をいいます。

- (1)平成21年度から特別徴収を開始され、現在まで継続している人
- (2)令和2年度(10月支払年金)から、新たに特別徴収を開始する人

- ①平成31年4月2日から令和2年4月1日の間に、満65歳になり納税義務が生じた人
- ②令和元年度は非課税であったが、令和2年度は納税義務が生じた人
- ③平成21年度から令和元年度までの間に特別徴収を開始したが、令和元年度中に特別徴収が中止となり、令和2年度に再開する人

※詳しくは、「令和2年度市民税・県民税 税額・納税決定通知書」に同封している『令和2年度市民税・県民税のお知らせ』を見てください。

### 【公的年金等以外に所得(給与所得・事業所得など)のある人の場合】

公的年金等以外の所得額に対しての税計算は、総所得額から公的年金などの所得額を差し引いて算出しているため、重複課税にはなっていません。

当該税額は、給与からの特別徴収または、納付書、口座振替により納税をお願いしています。不明な点など詳しくは、税務課市民税係へ問い合わせてください。

【税務課 市民税係 内線262】

## 令和2年度の国民健康保険税 令和2年度納税通知書は7月9日頃発送します

令和2年度分の国民健康保険税の納税通知書は、7月9日頃に市役所から発送します。

普通徴収(納付書払いまたは口座振替)の人は、7月(第1期)から令和3年2月(第8期)まで、計8回の納付となります。年金からの特別徴収の人は、4月の年金からすでに仮徴収していますので、8月の特別徴収から税額を調整します。今年度から特別徴収が開始になる人は、第1・2・3期は普通徴収で、10月以降から年金の特別徴収です。

### 【国民健康保険税の計算方法】

保険税は、医療分・支援金分・介護分を下記の要領で算定した合計が1年間の税額になります。

保険税は前年中の所得が基準となります。平等割額・均等割額・所得割率は昨年度と変更ありませんが、賦課限度額は引き上げられます。また、保険税の軽減判定所得が引き上げられ、対象となる人の範囲が広がりました。

### 国民健康保険税率表

|             | 医療分                      | 支援金分   | 介護分 <sup>※1</sup> |
|-------------|--------------------------|--------|-------------------|
| 平等割額(世帯ごと)  | 25,000円                  | 7,000円 | 7,300円            |
| 均等割額(一人あたり) | 26,000円                  | 8,000円 | 9,200円            |
| 所得割率        | 9.0%                     | 2.0%   | 2.3%              |
| 賦課限度額       | 61万円(58万円) <sup>※2</sup> | 19万円   | 16万円              |

※1…介護分は40歳以上65歳未満の人にかかります。

※2…〈 〉は令和元年度の賦課限度額です。

### 令和元年度保険税軽減判定所得

| 軽減割合 | 所得の基準                                       |
|------|---|
| 7割軽減 | 世帯所得の合計額が33万円以下                             |
| 5割軽減 | 世帯所得の合計額が33万円+(28万円×国保加入者数 <sup>※</sup> )以下 |
| 2割軽減 | 世帯所得の合計額が33万円+(51万円×国保加入者数 <sup>※</sup> )以下 |

### 令和2年度保険税軽減判定所得

| 軽減割合 | 所得の基準   |
|------|---|
| 7割軽減 | 世帯所得の合計額が33万円以下                               |
| 5割軽減 | 世帯所得の合計額が33万円+(28.5万円×国保加入者数 <sup>※</sup> )以下 |
| 2割軽減 | 世帯所得の合計額が33万円+(52万円×国保加入者数 <sup>※</sup> )以下   |

※軽減判定での国保加入者数とは、被保険者および特定同一世帯所属者(国民健康保険から後期高齢者医療制度に加入した人で、世帯主を変更せず引き続きその世帯にいる人)の人数をさします。

【保険医療課 国保係 内線568】



# 後期高齢者医療制度

## 新しい被保険者証を送ります

8月1日から使用する新しい「後期高齢者医療被保険者証」を、7月中旬以降に『簡易書留』で郵送します。新しい被保険者証は、有効期限が「令和3年7月31日」となっています(被保険者証の右上に書いてあります)。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証の送付について

現在、限度額適用・標準負担額減額認定証を持っている人で所得条件に変更がないと確認できた場合は、8月1日からの新しい証を7月末日までに郵送します。

## 保険料の納入通知書を7月中旬以降に通知します

なお7月以降の資格取得者は、8月以降、順次通知します。保険料は年金天引き(特別徴収)、もしくは納付書や口座振替(普通徴収)での納付になります。詳しくは発送する通知書を確認してください。

### ●令和2年度 保険料

保険料は被保険者一人ひとりに賦課されます。

|                 |   |  |   |                              |
|-----------------|---|--|---|------------------------------|
| 均等割額<br>48,100円 | + | 所得割額<br>(総所得金額等ー<br>330,000円)<br>× 9.41% | = | 保険料(年額)<br><上限額<br>640,000円> |
|-----------------|---|--|---|------------------------------|

※所得割額は、前年所得に基づき算出します。

### ●均等割額の軽減(所得の低い人の軽減措置)

世帯主と被保険者の所得の合計に応じて、軽減されます。

| 軽減割合    | 世帯主と被保険者の所得の合計  |
|---------|---|
| 7割軽減    | 330,000円を超えない世帯<br>(被保険者全員の年金収入が800,000円以下で、その他各種所得がない場合) |
| 7.75割軽減 | 上記の世帯を除き、330,000円を超えない世帯                                  |
| 5割軽減    | 330,000円+(285,000円×被保険者数)<br>を超えない世帯                      |
| 2割軽減    | 330,000円+(520,000円×被保険者数)<br>を超えない世帯                      |

### ●職場の健康保険などの被扶養者への軽減措置

職場の健康保険(健康保険組合や共済組合など)の被扶養者で、保険料負担がなかった人も保険料を納めることとなりますが、負担軽減措置があります。

- 資格取得後2年間に限り、均等割額が5割軽減されます(所得割額は課せられません)。

### ●年金天引きから口座振替への変更

保険料のお支払いを、年金天引き(特別徴収)から口座振替(普通徴収)に切り替えることができます。詳しくは、7月中旬に発送する通知書を確認してください。

### ●新型コロナウイルス感染症の影響により、後期高齢者医療健康保険料の納付が困難な人へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年より一定程度減少した世帯は、申請により後期高齢者医療健康保険料の減免が受けられる場合があります。

詳しくは、7月中旬以降に発送する被保険者証に、案内文を同封します。

【保険医療課 医療係 内線583】

# 福祉医療制度 乳幼児、子ども、身障、ひとり親家庭、精神障害 「医療費受給資格証」を持っている人へ

## 更新申請書の提出

- 更新対象者には、6月下旬より更新申請書を送付しています。更新申請書を7月6日(月)までに提出した人には7月末日までに『医療費受給資格証』を郵送します。
- 期限後の更新手続きは可能ですが、その間の受診された医療費については領収書対応となります。
- ※更新申請書の提出がない場合や所得の確認ができない場合、『医療費受給資格証』の交付はできません。ご注意ください。

### 【乳幼児医療】

- 対象者 0歳~就学前の乳幼児(対象者の住所が本市にあること)  
水色の「受給資格証」の有効期間は、令和2年7月31日までとなっています。8月以降の更新につきましては、6月下旬より順次更新申請書を送付していますので、手続きをお願いします。なお、子どもを主として養育する人の令和2年度(令和元年中)の所得の確認が必要です。

## 医療費受給資格証の交付(郵送)

### 【子ども医療】

- 対象者 小学生・中学生(対象者の住所が本市にあること) 中学校卒業まで有効です(更新手続不要)。  
なお、子どもを主として養育する人の令和2年度(令和元年中)の所得の確認が必要です。所得確認ができない場合、「受給資格証」の有効期間内であっても令和2年8月診療分からの医療費を助成することが出来ません。

### 【心身障害者、ひとり親家庭等、精神障害者医療】

令和2年度(令和元年中)の所得が条例で定める限度額以上の場合、令和2年8月から令和3年7月まで福祉医療制度の受給資格が喪失し、医療費の助成を受けることができません。課税対象外の年金受給者(障害年金、遺族年金など)および所得の無い人も、医療費助成を受けるためには、所得の申告が必要です。

【保険医療課 医療係 内線553】

# 第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料

## 令和2年度介護保険料

今年度の介護保険料は7月中頃に通知します(7月以降に資格を取得した人は、8月以降、順次通知します)。介護保険料は市町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」を基に決まります。

### ＜基準額の決まり方＞

大和高田市の基準額  
71,520円(年額)

=

市町村で必要な介護  
サービスの総費用

×

65歳以上の人  
の負担分23%

÷

市町村の65歳  
以上の人数

この基準額を中心に、本人と世帯の課税状況や所得に応じて次の11段階に分かれます。

### ◎令和2年度 所得段階別の介護保険料

| 所得段階               | 対象となる人  | 保険料【月額】               | 保険料【年額】  |
|--------------------|---|-----------------------|----------|
| 第1段階 <sup>※1</sup> | ●生活保護受給者 ●老齢福祉年金 <sup>※2</sup> 受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 ●世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額 <sup>※3</sup> と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 | 1,790円<br>(基準額×0.3)   | 21,480円  |
| 第2段階 <sup>※1</sup> | 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人   | 2,980円<br>(基準額×0.5)   | 35,760円  |
| 第3段階 <sup>※1</sup> | 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人   | 4,180円<br>(基準額×0.7)   | 50,160円  |
| 第4段階               | 世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人   | 5,360円<br>(基準額×0.9)   | 64,320円  |
| 第5段階               | 世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人  | 5,960円<br>(基準額)       | 71,520円  |
| 第6段階               | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人   | 7,150円<br>(基準額×1.2)   | 85,800円  |
| 第7段階               | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人  | 7,740円<br>(基準額×1.3)   | 92,880円  |
| 第8段階               | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人  | 8,940円<br>(基準額×1.5)   | 107,280円 |
| 第9段階               | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人  | 10,130円<br>(基準額×1.7)  | 121,560円 |
| 第10段階              | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人  | 11,020円<br>(基準額×1.85) | 132,240円 |
| 第11段階              | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人   | 11,920円<br>(基準額×2)    | 143,040円 |

※1 第1～第3段階の保険料 消費税増税に伴い、負担軽減が行われています。

※2 老齢福祉年金 大正5年4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受けている年金です。

※3 合計所得金額 収入金額から必要経費の相当額、「長期および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額(第1～5段階のみ)」を差し引いた額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

## 介護保険料の納め方

保険料の納め方は年金額などにより特別徴収と普通徴収の2通りに分かります。納め方(特別徴収または普通徴収)を選択することはできません。

### 〈特別徴収の人〉年金からの天引き

原則として年金が年額18万円以上の人で、前年度に本市で介護保険料を年金から特別徴収されていた人が対象になります。

### 〈普通徴収の人〉納付書または口座振替

年金が年額18万円未満の人や、老齢福祉年金の受給者などが対象になります。

☆年間介護保険料(12か月分)を、原則として7月から2月の8期に分けて納めます。

次の場合も普通徴収になります。

- 65歳になったとき
- 他の市町村から転入したとき
- 収入申告のやり直しなどで所得段階が変更になったとき
- 年金担保、年金差し止め、現況届の未提出などで年金が停止し、保険料の差し引きができなくなったとき

納付書の裏面に記載しています金融機関、近畿2府4県のゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストア、市役所で納付することができます。

### 新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料の納付が困難な人へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年より一定程度減少した世帯は、申請により介護保険料の減免が受けられる場合があります。

詳しくは、令和2年度介護保険料納入通知書に案内文を同封します。

介護保険料は介護保険のサービスを利用している、していないにかかわらず、40歳以上の人は全員納めなければなりません(40歳~64歳は医療保険料に含めて納めます。65歳以上は医療保険料とは別に市町村に納めます)。

保険料の滞納がある場合は、その滞納期間に応じて、利用したサービス費の自己負担割合が1割または2割の人は3割負担に、3割の人は4割負担に引き上げられたり、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなるなどの措置がとられます。

現在介護のサービスを利用していない人も、介護保険料は必ず納めましょう。

〔介護保険課 介護保険給付係 内線572・573〕

## 介護保険のサービスにかかる費用

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1割から3割を自己負担します。9割から7割は介護保険から給付されます。

### 介護保険負担割合証について

要介護・要支援認定者には負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を8月中旬に送付する予定です。

### 特定入所者介護サービス費(食費・居住費)の給付

介護保険施設でのサービス(ショートステイ・対象施設入所)の利用者で、利用者と同世帯全員が市民税非課税の人には、申請により食費と居住費の負担が軽くなる「負担限度額認定証」を交付します。

ただし、市民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が市民税課税者である場合や、世帯分離している配偶者が市民税非課税者でも預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合は、特定入所者介護サービス費などの給付の対象にはなりません。

### 申請に必要なもの

- 申請書および同意書(いずれも押印必要)

- 利用者名義と配偶者名義の預貯金(普通・定期)すべての通帳、有価証券などのコピー

※通帳は必ず記帳してから下記のコピーを提出してください。

①銀行名・口座番号・名義人などが記載してあるページ

②申請日からさかのぼって2か月分の記載ページ

**現在「負担限度額認定証」を持っている人については、有効期限が7月末までとなっています。6月中旬に更新のお知らせを送付していますので、引き続き負担限度額認定証が必要な人は更新の申請をしてください。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則郵便で申請してください。**

※軽減を受けるためには、必ず申請が必要です。

※通所サービスによる食費負担分は軽減の対象となりません。

※申請月の1日から有効になります。

〔介護保険課 介護保険給付係 内線573〕





8月以降、新型コロナウイルス感染症の流行状況によって、健診や教室等中止・延期することもありますので、市のホームページ・掲載サイトで確認または問い合わせてください。

## ウェルカムベビー教室B ～知って安心私らしく出産～

初めての妊娠・出産の人、友達づくりをしたい人におすすめです。

助産師・保健師・心理士が、インターネットや本だけではわからない出産のコツや知って安心な情報を伝えます。

▷**とき** 8月24日(月)

▷**受付時間** 午前9時～9時20分  
正午終了予定

▷**ところ** 保健センター

▷**内容** 「知れば安心!出産のコツ」  
「妊娠中のカラダとココロ」

▷**対象** プレママ(妊婦)、プレパパ、  
祖父母、家族になる人

※同行者はできるだけお一人でお  
願います。

▷**持ち物** 母子健康手帳、筆記用  
具、動きやすい服装で。

▷**申込方法** 保健センターへ電話、  
または窓口で。

## もぐもぐ教室

初めて離乳食作りをする人にお  
すすめです。

▷**とき** 8月26日(水)

午前9時30分～11時30分  
(受付:午前9時15分から)

広告欄

▷**ところ** 保健センター

▷**内容** 子どもの栄養や離乳食の  
話・離乳食のデモンストレーション

▷**対象** 令和2年2月・3月生まれの  
乳児(第1子)の保護者(同伴可)

※第2子以降は要相談。

▷**持ち物** 母子健康手帳・赤ちゃん  
に必要なもの(オムツ・ミルク・バス  
タオルなど)

▷**申込方法** 保健センターへ電話、  
または窓口で。

## 高齢者肺炎球菌定期接種 (令和2年度対象者)

定期接種の機会は、一生に一度  
だけです。

▷**接種期間**

7月1日(水)～令和3年3月31日(水)

▷**ところ** 市内委託医療機関

※予診票と説明書の配置あり。必ず  
電話連絡をして受診してください。

▷**対象** 本市に住民登録がある人  
で、令和3年3月31日までに、

**対象①** 65歳になる人。6月末に  
はがき送付済み。

**対象②** 60歳以上65歳未満で、心  
臓、腎臓、呼吸器の機能ま  
たはヒト免疫不全ウイルス  
による免疫の機能に障がい  
(身体障害者1級相当)  
のある人。

**対象③** 70・75・80・85・90・95・  
100歳になる人。過去に一  
度も接種したことがなく、今  
回希望される人は、保健セ  
ンターに電話申込みが必要  
です。接種歴を確認し、対象  
者には、はがきを送ります。

▷**費用** 2,000円

▷**持ち物** 接種費用、はがき(③の人  
は必須)、本人確認書類(保険証な  
ど)、身体障害者手帳(②の人のみ)

▷**費用免除** 市民税非課税世帯・生  
活保護世帯の人

※接種前に手続が必要(7月1日(水)  
から受付開始)。

来られた人の本人確認書類の提  
示が必要です。顔写真が入っている  
もの(運転免許証など)は1つ、顔写  
真が入っていないもの(保険証、生  
活保護受給証明書など)は2つ必要  
です。確認後「免除証」を発行しま  
す。

令和2年1月1日以降に転入した  
人は、転入前の住所地の同一世帯  
分の非課税証明書を持ってきてく  
ださい。または、世帯全員分のマイナ  
ナンバーを確認できるものの提示でも申  
請できます。

### ●市外で接種をする人

県内指定医療機関で接種できま  
す。はがきと費用(免除者は不要)が  
必要です。

### ●県外で接種をする人

自費になり、手続きに2週間ほど  
かかります。

※本人または家族の人が、手続きに  
来てください。同一世帯の家族以  
外の人が手続きする場合は、①代  
理人の本人確認書類②委任状  
(対象者本人自署・本人印)また  
は、対象者の本人確認書類(写し  
可)が必要です。

## 毎月19日は食育の日

料理に使う調味料は計量スプーンを  
つかってしっかり計量を!  
大さじ15cc 小さじ5cc





## 定期予防接種は決められた年齢内で受けましょう

ワクチンで感染症を予防するため、接種年齢内に受けることが大切です。特に乳幼児が予防接種を受けられないと感染症にかかるリスクが高くなります。

予防接種を受ける際は、新型コロナウイルス感染症の予防対策のため、必ず病院へ電話をしてから行くようにしましょう。

※3月19日以降、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う特別な事情で、定期接種(子ども・高齢者)を接種期間内にできなかった人は、保健センターへ相談してください。

## 愛の血液助け合い運動

新型コロナウイルス感染症の感染拡大で輸血に必要な血液が不足している状況です。7月～8月は「愛の血液助け合い運動」です。この期間に献血のご協力をお願いします。詳しくは、奈良県赤十字血液センターのホームページまたは電話(☎0743-56-6100)にお問い合わせください。献血に行く際は、体調の確認、マスクの着用を行ってください。

## 食中毒にご用心

食中毒の2割は家庭で起きています。細菌やウイルスが混入したものをとることで起こります。家庭で調理する際はもちろんですが、テイクアウトしたものなどの扱い方にも十分に気をつけましょう。

### ポイント1・菌をつけない

- 生肉を調理する際はプラスチック手袋を使いましょう。
- 肉や魚を切った包丁、まな板をそのまま使わないようにしましょう。
- 調理器具は消毒した後にしっかり乾燥させましょう。
- 調理の前後、トイレの後は必ず石けんで手を洗いましょう。

### ポイント2・菌をやっつける

- 食品は75度で1分以上中心までしっかり加熱しましょう。
- 調理済みのレトルト食品や冷凍食品もよく加熱しましょう。
- テイクアウトしたものは、できるだけ早く食べましょう。
- 冷凍食品の揚げ物などは中心部まで火が通っているか確認しましょう。
- カレーやシチュー、煮物などの残り物も、温めなおす時は中心部まで十分に加熱しましょう。

### ポイント3・食中毒の症状がでたときは

- 下痢やおう吐をしたら、しっかり水分をとりましょう。
- 自分で勝手に判断して薬を飲むのはやめて、お医者さんにみてもらいましょう。

### ポイント4・正しい手の洗い方

- ①流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
- ②手の甲をのばすようにこすります。
- ③指先、爪の間を念入りにこすります。
- ④指の間を洗います。
- ⑤親指と手のひらをねじり洗います。
- ⑥手首も忘れずに洗います。
- ⑦洗い終わったら、十分に水で洗い流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

## 活動量計の無料貸し出し中 健康チャレンジ

★ミニ講座(運動・栄養)を開催  
(要予約)★

- コスモスプラザ4階 健康交流スペース
- 開催日  
水曜午前・金曜午後(祝日・年末年始を除く)
- 問い合わせ・予約は  
保健センター ☎23-6661まで

## 春菊納豆



### 材 料 (4人分)

- 春菊……………100g
- 納豆小……………2パック
- しょう油……………大さじ1
- 練がらし……………小さじ1/2

ご飯に混ぜてもおいしくいただけます。

《エネルギー 50kcal 塩分 1.3g》(1人分)

### 作り方

- ① 春菊は2cm長さに切ってさっとゆでて水にとり、水気をきる。
- ② ボウルに納豆としょう油と練がらしを混ぜ、春菊を加えて軽く和える。

(大和高田市食生活改善推進員協議会)

地場産野菜で

簡単!  
クッキング



## 市 税

7月は令和2年度固定資産税(第2期)と国民健康保険税(第1期)の納期月です

納期限は7月31日(金)です。納税通知書および納付書は固定資産税が4月に発送済みで、国民健康保険税は7月上旬に発送予定です。

市県民税第1期については納付期限が過ぎています。納付がまだの人は早急に納付してください。なお、特別な事情でどうしても納期限までに納められない場合は、必ず収納対策室まで相談してください。

〔収納対策室 内線235〕



## 保険医療

認定証・高齢受給者証の有効期限は7月31日(金)まで

「限度額適用認定証」・「標準負担額減額認定証」が引き続き必要な人は、7月中旬以降に保険医療課窓口へ。

国民健康保険高齢受給者証を送付します

8月1日から使用する新しい受給者証(うぐいす色)を、7月末頃に送付します。古い受給者証は、8月以降使用できません。

【新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税の納付が困難な方へ】

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年より一定程度減少した世帯は、申請により国民健康保険税の減免が受けられる場合があります。

詳しくは、令和2年度分の国民健康保険税の納税通知書に、案内文を同封します。

〔保険医療課 国保係 内線568〕



## 水 道

口座振替を利用している人へ

振替指定日は、2か月ごとの15日、または27日です。

預金不足などで振り替えできなかった場合、次回に振り替えますので、入金をお願いします。

使用開始・中止のときは連絡を

無断で水道を使用すると、処罰の対象になります。事前に検針係へ届け出て、給水契約をしてください。

使用を中止する場合も届け出て、料金の精算をしてください。

〔上下水道部(水道部門)  
代表電話番号 ☎ 52-1365  
夜間・緊急時 ☎ 52-3901〕

※くれぐれも、かけ間違いのないようお願いします。



## 児童福祉

〔児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当〕のお知らせ

〔児童手当〕

▷支給対象者

中学校卒業までの児童(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)を養育している人

▷手当月額(児童1人あたり)

●3歳未満…一律15,000円

●3歳以上小学校修了前…10,000円(第3子以降は15,000円)

●中学生…一律10,000円

※申請者の所得が所得制限限度額以上の場合は、児童の年齢などに問わず月額一律5,000円を支給。  
※児童が生まれたとき、受給者や児童の住所が変わったとき、公務員でなくなったときなどは、必ず15日以内に届出をしてください。

〔児童扶養手当〕

▷支給対象者

父母と生計を共にしていない家庭、または父母に重度以上の障がいがある家庭で、児童(18歳になった年度の3月31日までの間にある人)を養育している父母または父母に代わって養育している人。

▷手当月額

所得制限により、次のいずれかの額になります(児童1人の場合)。

●全部支給:43,160円

●一部支給:10,180円~43,150円

※受給者、配偶者、扶養義務者などの収入が、限度額以上の場合は

支給されません。児童が児童福祉施設に入所している場合などは、申請できません。

### 【特別児童扶養手当】

▷支給対象者

20歳未満で身体または精神に、重度または中度以上の障がいのある児童を家庭（児童施設などに入所している児童を除く）で養育している父母または、父母にかわって児童を養育している人。

▷手当月額（児童1人あたり）

●1級 52,500円

●2級 34,970円

※受給者、配偶者、扶養義務者などの収入が、限度額以上の場合には支給されません。

※上記の3手当の要件に該当する人は、児童福祉課で申請してください。申請した翌月分からの支給となります（要件に該当していても、手続きが遅れると申請月以前の手当は支給されません）。

※必要書類など、詳しくは児童福祉課にお問い合わせください。窓口来庁の際は、本人確認できるもの（運転免許証、保険証など）を持ってきてください。

※すでに受給している人は現況届を提出してください。児童手当は6月に送付済み、児童扶養手当は8月、特別児童扶養手当は8月中旬～9月中旬に送付しますので、案内が届きましたら手続きをしてください。

〔児童福祉課 内線567〕



## 年金

### 7月から受付開始 令和2年度の免除・猶予申請

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合、申請により、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障がいを負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

#### ●免除（全額免除・一部免除）制度

保険料の全額が免除される「全額免除」や、保険料の一部を納め、残りの保険料が免除される「一部免除」があります。

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得の審査があります。

一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと一部免除が無効となり、未納期間となります。

#### ●納付猶予制度

50歳未満の人で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。「納付猶予」が承認されると、年金を受給するために必要な受給資格期間として認められますが、年金額には反映されません。

#### ●失業特例

退職（失業）などにより納付が困難な場合は、所得審査の特例があります。証明書類（雇用保険被保険者離

職票の写しなど）が必要です。

#### ●新型コロナウイルス感染症の影響による臨時特例

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった人に対して、所得審査の臨時特例があります。詳しくは、日本年金機構のホームページを確認していただくか、市民課年金係まで問い合わせてください。

▷承認期間 7月～令和3年の6月

▷審査結果 日本年金機構から郵送で通知（2～3か月後）

▷申請先 市民課年金係

▷注意 免除・猶予希望者で学生の場合は、「学生納付特例」（4月から受付中）で申請してください。

▷持ち物 印鑑と年金手帳または本人確認書類、代理の場合は委任状  
〔市民課 年金係 内線529〕

## クリーンセンター 土曜開場日

▷7月の開場日 11日(土)

▷時間 午前9時～10時30分まで

▷業務内容 可燃、不燃（粗大ごみ含む）の持込みごみの受入れのみ  
〔クリーンセンター企画整備課

☎52-1600〕

## コンビニ交付 サービス停止の お知らせ

メンテナンス作業のため、下記の日時において、コンビニ交付サービス（マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアなどにおける証明書交付サービス）が利用できません。ご迷惑をおかけし、申し訳ありません。

▷とき 7月23日(木)～26日(日)の終日

※変更がある場合は、随時ホームページに掲載しますので確認してください。

〔市民課 内線527〕

### ご利用ください

#### ☆☆ 夜間窓口 ☆☆

#### ● 固定資産税・都市計画税・ 市県民税・軽自動車税・ 国民健康保険税窓口

▷とき 7月30日(木)

午後5時15分～8時

【次回予定 8月20日(木)】

▷ところ 市役所2階 収納対策室  
☎22-1108（夜間窓口専用）

昼間の納付が困難な人や、納税相談が必要な人は、利用してください。

※課税についての問合せおよび課税証明書などの申請は、受け付けできません。業務時間内に税務課へ来てください。

#### ● 水道料金の夜間窓口

▷とき 7月8日(水)・22日(水)

▷ところ 上下水道部総務料金係

☎52-1366（夜間窓口専用）

午後5時15分～9時まで

※6か月(3回分)以上滞納すると、給水を停止します。また、滞納者へは法的措置を行うことがあります。





## 開催します

### ■令和2年度成人祝賀式

- ▷とき 令和3年1月10日(日)  
午前10時～11時15分(予定)
- ▷ところ 市文化会館(さざんかホール)
- ▷対象 平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれの人

※介護などの準備をしていますので必要な人は、事前に生涯学習課に連絡をお願いします。

### ○成人祝賀式実行委員募集

新成人代表で組織する成人祝賀式実行委員になって成人祝賀式の記念品の選定、答辞作成、アトラクションの企画や運営をしてみませんか。

- ▷申込方法 7月17日(金)までに電話で下記へ。

[生涯学習課 ☎53-6264]

## お知らせ

### ■マイナポイント予約・申込について

市役所3階企画創生課で支援を行っています。ご自宅のパソコン(ICカードリーダーが必要)やスマートフォンでもマイナポイント予約および申込ができます。

詳しくは、「マイナポイント 総務省」で検索してください。

※6月までにマイナポイント予約をした人も、決済事業者を決めて、必ず申込を行ってください(申込開始日や申込方法は、決済事業者により異なります。詳しくは、各決済事業者にお問い合わせください)。

- ▷ところ 市役所3階 企画創生課  
午前8時30分～午後5時15分  
(土・日・祝日は除く)

※原則、ご本人がお越しください。

▷準備する物 マイナンバーカード  
※マイナンバーカード取得時に設定した「利用者証明用電子証明書暗証番号(4ケタ)」が必要です。

※その他、申込において利用したい決済事業者のアプリやカードなどが必要となる予定です。詳しくは、総務省ホームページを確認してください。

[企画創生課 内線275]

### ■介護支援専門員実務研修受講試験受験案内の配布

「令和2年度奈良県介護支援専門員実務研修受講試験」を10月11日(日)に実施します。受験を希望する人は、窓口にてください。

- ▷対象 保健・医療・福祉分野で一定期間以上の実務経験を有する人  
[介護保険課 内線539]

### ■使用済みの食用油の回収

- ▷7月の回収日 7月27日(月)

|                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| 午前9時15分～9時30分   | 市立陵西公民館             |
| 午前9時45分～10時     | 橘町集会場前              |
| 午前10時15分～10時30分 | 築山公園前               |
| 午前10時45分～11時    | 高青少年会館(高コミュニティセンター) |
| 午前11時15分～11時30分 | 曙町青少年会館(東部こども会館)    |
| 午前11時45分～正午     | 片塩幼稚園東側道路           |
| 午後1時15分～1時30分   | 総合体育館               |
| 午後1時45分～2時      | 大和ガス南側道路            |
| 午後2時30分～2時45分   | 市立菅原公民館             |
| 午後3時～3時15分      | ネオンティ大和高田正面玄関前      |
| 午後3時30分～3時45分   | 葛城コミュニティセンター        |
| 午後4時～4時15分      | 春日町会館前              |

◎環境衛生課【市役所別棟1階】では毎日回収しています(土・日・祝日を除く)。

◎さざんかストリートの「生活雑貨ささおか」で回収しています。ご利用ください。

◎油の入ったビンやカンは、リサイクルできないため、処理が困難です。使用済み食用油は、固めずに、食用油の容器(ペットボトル容器)などに入れて持ってきてください。

[クリーンセンター ☎52-1600]

### お詫びと訂正

本誌6月号の9ページに掲載の「■県高齢者美術展作品募集」の記事中、

◎第49回奈良県高齢者美術展

- ▷とき 8月28日(金)～9月2日(水)

午前9時～午後5時

となっておりますが、

- ▷とき 8月28日(金)～9月2日(水)

午前9時～午後4時

の誤りでした。お詫びして訂正します。

[広報広聴課 内線291]

## 7月のし尿収集予定

日程は都合により、変更になることもありますので、ご了承ください。(地区名は、一部通称名を使用しています)

| 日曜   | 収集区域   |
|------|--|
| 1 水  | 奥田県住、出、秋吉  |
| 2 木  | 奥田、吉井、根成柿  |
| 3 金  | 大谷、北角、敷島町、根成柿、吉井、旭北町、本郷町、藤森、池尻、築山                      |
| 4 土  | 神楽、有井、日之出町、日之出西・東本町                                    |
| 6 月  | 敷島町、根成柿、吉井、秋吉、大東町、土庫1・2・3丁目、土庫住宅、花園町、三和町、              |
| 7 火  | 敷島町、西坊城、出、東雲町、松塚                                       |
| 8 水  | 東中、東中1・2丁目、春日町1・2丁目、出、勝目、田井、曙町、材木町、昭和町                 |
| 9 木  | 東中1丁目、春日町1・2丁目、南本町、大中南、磯野町                             |
| 10 金 | 磯野、磯野北、南本町、北片塩、大中南                                     |
| 13 月 | 大中北、新田、岡崎、中町、池田、領家、磯野北、築山                              |
| 14 火 | 池田、領家、西代、市場、野口、築山                                      |
| 15 水 | 市場、野口、有井、築山  |
| 16 木 | 出屋敷、有井、西三倉堂1・2丁目、築山                                    |
| 17 金 | 西町、有井、内本町、中三倉堂1・2丁目、西三倉堂1・2丁目、築山                       |
| 20 月 | 中三倉堂1・2丁目、西三倉堂1・2丁目、甘田町、敷島町                            |
| 21 火 | 中三倉堂1・2丁目、甘田町  |
| 22 水 | 曾大根、今里、旭北町、旭南町   |
| 27 月 | 南陽町、蔵之宮町、甘田町、北片塩町、東三倉堂町、旭北町                            |
| 28 火 | 大中東、南陽町、蔵之宮町、甘田町、南今里町、中今里町、片塩町、磯野東町                    |
| 29 水 | 蔵之宮町、甘田町、栄町、東中1・2丁目、西三倉堂1丁目、春日町1丁目、曾大根1丁目、永和町、磯野南町、内本町 |
| 30 木 | 本郷町、北本町、高砂町、永和町  |

●トラブルを避けるためにも、立会いをお願いします。

●し尿くみとりの妨げになるペット類・鉢植えなどは、作業場所・通路に置かないようお願いします。

●臨時くみとりは、作業日の調整が必要です。委託業者〈おおよまと環境整美事業協同組合☎52-2982〉〈大和清掃企業組合☎52-3372〉に直接申し込んでください。



## 参加しませんか

### ●多文化の扇風 マーブлクラブ 大和高田 <sup>ケグリ</sup>개구리 <sup>オリニ</sup>어린이회

「ケグリ」とは「蛙」、「オリニ」とは「子ども」という意味です。

▷とき 7月19日～8月30日(8月9日を除く) 毎週日曜日  
午後1時～2時(6回シリーズ)

▷ところ 大和高田ケグリ・オリニ会  
(花園町バス停すぐ)

▷内容 水にインクを流し込み、多様な技法を使って、色んな民族特有の模様を水面に作り出します。紙を浮かべてインクを吸収させると、色彩模様が写し取れます。その紙で、多文化の風そよぐ扇を作ります。

※個別～少人数指導をしています  
が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止になる場合があります。

▷対象 子どもから大人まで、どなたでも参加できます。

▷参加費 各回2,000円

▷持ち物 筆記用具

▷申込方法 1週間前までに、往復はがきに名前、住所、FAXのある方はFAX番号を明記の上、申し込みください。電話での受付、返信は行っていません。

▷連絡先 キム・カンチャ(金康子)  
〒635-0003 土庫726-2  
FAX 52-0402

## 開催します

### ●相続・遺言手続支援相談会

▷とき 7月8日・22日、8月12日・26日、9月9日・23日 いずれも水曜日  
午後1時30分～4時

▷ところ 市民交流センター 2階  
会議室(片塩町12-5)

▷内容 相続手続、遺言書作成など

▷費用 無料  
〔行政書士 森田定和  
☎65-1699〕

## お知らせ

### ●新型コロナウイルス感染症に関連した法務大臣メッセージ

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者などに対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務大臣メッセージは、YouTube法務省チャンネル(<https://youtu.be/RYS00qCxo-0>)を見てください。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめなどの被害に遭った人からの人権相談を受け付けています。困ったときは、一人で悩まず、下記に相談してください。

▷相談先

- ・みんなの人権110番  
☎0570-003-110
- ・子どもの人権110番  
☎0120-007-110
- ・女性の人権ホットライン  
☎0570-070-810

▷受付期間

午前8時30分～午後5時15分

(土・日・祝日は除く)  
〔奈良地方務局

☎0742-23-5534〕

### ●自衛官などの募集

▷募集種目 一般曹候補生、自衛官候補生、航空学生、防衛大学校学生、予備自衛官補、防衛医科大学校、医学科学生、同看護学科学生  
※受験資格、受付期間、試験日など、詳しくは下記へ連絡、または奈良地方協力本部のホームページ(<https://www.mod.go.jp/pco/nara/>)を見てください。

〔自衛隊橿原地域事務所

☎0744-29-9060〕



## マイナンバーカード 休日窓口を開設

マイナンバーカード(個人番号カード)の申請受付・交付および電子証明書の更新を行う休日窓口を、下記の日程で開設します。申請者本人が来てください。

▷とき 7月18日(土)  
午前9時～正午

【次回予定 8月22日(土)】

▷ところ 市役所1階市民課

※持ち物など、詳しくは、市民課まで問い合わせてください。

〔市民課 内線527〕